

広島県社会教育振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十五号

広島県社会教育振興基金条例の一部を改正する条例

広島県社会教育振興基金条例（昭和五十七年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県教育振興基金条例

第一条中「社会教育の」を「本県教育の」に、「図書館」を「県立学校の施設及び図書館」に、「広島県社会教育振興基金」を「広島県教育振興基金」に改める。

第二条第二項を削る。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、第一条の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。